

「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書(案)」に対する意見募集の結果及び回答

[募集期間: 令和5年2月25日(土)～令和5年3月15日(水)]

意見提出者: 計10者(法人2者、個人8者)

(意見提出者一覧)

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

個人(8者)

番号	意見提出者	提出意見	本会議の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全体				
1	個人	昨今、電気通信サービスの停止による社会的影響も大きくなっているため、通信事故の背景にある電気通信事業者に共通する構造的な問題に目を向け、それらに対して対策を実施していくという趣旨に賛同致します。一方で、これまでの電気通信事故検証会議での議論は表層的な問題の議論に留まっており、より本質的な構造的な問題に目を向けるべきと考えております。以下、私が考える構造的な問題を3点挙げさせていただきます。 1. インターネットの基盤技術であるTCP/IPでは、ネットワーク(網)は信頼できないものとして扱い、両端の端末で信頼性を確保するのが基本的な設計思想です。こうした考え方に基づけば、これまで議論されてきたようなネットワーク自体の信頼性を高める方向性ではなく、異キャリアによる端末のDual SIM化により通信の継続性を確保するべきと考えています。また、事業者間ローミングの検討が進められておりますが、事業者のシステムを連携させれば本質的に共倒れのリスクが高まり、通信事業者の事故を独立事象として扱えなくなります。各事業者のシステムの独立性を確保しつつ、事故発生時には端末側でキャリアを切り替えるのが最も安価且つ確実な方法と考えます。 2. 昨今の事業環境はVUCAと言われるように変化が激しく不確実性の高いものとなっております。こうした環境下で電気通信サービスの安定を求めること自体無理があると考えます。事故の発生防止を目指すのではなく、事故は起こるものとして、その影響の軽減(障害時の周知・広報や端末によるキャリアの切替等)に努めるべきと考えます。 3. 報告書案では、リスク評価不足等の様々な不足が指摘されていますが、その本質的な原因は人手不足にあると考えています。通産省の推計によれば少子化等により2023年時点でITエンジニアが37万人不足しているとされています。また、転職サイトのdodaによれば、IT・通信分野のエンジニアの求人倍率は10倍を超える状態が続いています。こうした状況下で必要なエンジニアを確保しようとすれば、人件費の高騰やサービス価格の上昇を招きますが、昨今の消費者の価格に対する要求を考えれば現実的ではありません。現場の人員が不足している状況でさらに事業者に規律を科せば、むしろサービスの信頼性を低下させることにもなりかねません。 このような社会情勢を踏まえた上での対策を希望します。	本報告書案に賛同のご意見として承ります。ご指摘いただいた3点については、以下のとおりと考えます。 1. 複数SIMを利用する携帯電話サービスについては、今後、民間において多種多様なサービスメニューが実現されることが期待され、その旨が「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 第1次報告書」に記載されております。 2. 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、電気通信サービスにおける事故及び障害発生時の周知・広報等の在り方については、「電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン」として取りまとめられておりますので、ご確認下さい。 3. 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
2	個人	電気通信サービスという分野が非常に広く、何について書かれているのか捉えにくい。 電話、インターネットプロトコルを利用した通信、インターネットプロトコルを利用するための回線設備、インターネット上で行われるメッセージング等のコミュニケーション、インターネット上の商取引等、明確に分離して問題を分析したほうがよいのではないかと。 交換機を利用したアナログ固定電話から、インターネットプロトコルを利用することで、ベストエフォートをベースにした技術を採用したことで確実に安定的な運用はそもそも不可能になっている。安価であることを採用しているのに、過度な安定的なものを事業者に求め、事業者に対して国から監査を負担させるのはおかしいのではないだろうか。 検討の背景にあるような「事業者間ローミング」があれば、それぞれの事業者は若干安定性が減っても、利用者に問題が生じなくなればそれでいいのではないかと。安定した通信を売りにする事業者、若干安定に不安があるが先進的な技術を取り入れている事業者、様々なタイプの事業者が存在し、利用者はそれを選ぶというのが理想的である。過度にガバナンスや設備運用の規制をかけることにより、事業者が提供するサービスに差異がなくなり、利用者は金額でしか選べなくなっている。もう少し価格以外の競争ができるように手綱を緩めたほうがよいのではないかと。 事業者間ローミングと、本報告書で書かれてい「構造的な問題を踏まえた対策」は、どちらかに絞って実施したほうがよいと思う。 報告書に書かれている事業者の状況も、各社で軸がぶれているようにしか読み取れない。 2.3予備系設備への切り替え不能についても、多々自動切換えしている中で、たまたま切り替わらなかったかもしれないがそれが読み取れる形で記述されておらず、誘導導問のようにも読める。現状が正しく把握・比較できる形式で状況を記載してほしい。 図表2-6 訓練に関する各社の状況について、訓練の種類や頻度も明確でない。全社的なものなのか、各部門でやっているのかもわからない。部門数や社員数に応じて回数が増すような記述としか読み取れず、実施頻度から状況が読み取れない。 報告書として成立するような形で記載してほしい。 2.8の利用者への周知広報・透明性確保については事業者が実施することは大変重要だと思う。	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、P4「2. 通信事故の背景にある構造的な問題について」において示している各事業者の状況については、各社が公表可能な範囲でまとめた情報を掲載しております。 また、電気通信サービスにおける事故及び障害発生時の周知・広報等の在り方については、「電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン」として取りまとめられておりますので、ご確認下さい。	無
3	テレコムサービス協会	本報告書の内容に基本的に賛同致しますが、中小の電気通信事業者については、利用者に与える影響が小さいことから報告書全体を通じて、義務化するのではなく、推奨として頂きたいと考えます。	本報告書案に賛同のご意見として承ります。制度化にあたっては、実効性ある制度とするために、事業者との細部に関する調整をしつつ、進めて行く予定としております。	無

番号	意見提出者	提出意見	本会議の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
4	日本インターネットプロバイダー協会	今回報告書(案)は世の中全般的に通信に対する重要度が増加している中、品質維持や障害対応に対する要望が高まっていることを踏まえての方針であると理解しております。一方で通信事業者は現在、半導体不足による機器調達の遅れやトラフィックの急増によるネットワークコストの上昇、電気料金値上げによるコスト上昇、また急激な円安による機器コストそのものの上昇など、外部環境の変動による財務的な悪化要因に直面しながら品質・価格の維持に努めているところです。今般の冗長構成の強化、大規模障害時の顧客への通知時間の短縮、監視機能の強化等についてはネットワークコストのさらなる増加につながり、事業者の健全な運営に影響する事を懸念します。	本報告書案は、信頼性の高い電気通信サービスの提供だけでなく、費用と効果のバランスやイノベーションの促進等も考慮して作成しております。具体的にはP16で「経営層により、費用と効果のバランス等も総合的に考慮の上で、事業者自身で毎年点検を行うことを求めることが必要である。当該点検結果を踏まえ、事業者自身で、信頼性の高い電気通信サービスの提供と、デジタル社会の形成等を牽引するイノベーションの促進等も考慮しつつ、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のPDCAサイクルを回していくことが適当である。」と記載しておりますので、ご確認下さい。	無
5	個人	はじめに 通信事故に係る構造的な問題の検討をありがとうございます。一国民として安全、安心な情報通信社会の観点からの意見を記載します。一部パブコメ範囲外や、また現段階で活用が難しいコメントがあるかもしれませんが、今後の検討の一助となればと思います。 ＝ (1)事業者ローミングにおけるMNO、MVNOの扱い (2)過負荷状態の観測とKPI (3)事故は必ず発生する前提で対策を ＝ (1)事業者ローミングにおけるMNO、MVNOの扱い 事業者ローミングでは、まずはMNOで進められることは合理性がありますが、国民がMVNOを利用していること、携帯電話のdual sim機種の増加、smart watchの増加を考えると、MVNO利用者において一定期間後に事業者ローミングが活用されることを期待します。また現在smart watchはMNOのみしか契約できませんが、主回線がMVNOの人においても利用できるようになると、災害時にいくつかの回線で連絡できるので将来課題として位置づけてもらえるとありがたいです。(dual sim機能を用いて副回線として安価な契約による方法も考えられる) (2)過負荷状態の観測とKPI 通信事故は本報告にあるように過負荷状態で発生することがある。過負荷状態とは回線利用率がまず上昇して、遅延時間が増加し、パケットロスが発生し、輻輳が多発するとすれば、これらをKPIとしてコアネットワークで8760時間観測することが期待される。通信事故の対策をしていくためにもこれらKPIの時間推移が重要な情報となりうるとすれば、KPIとして何が良いのか、どのような観測、保存タイミングが良いのかなども将来の論点として考えられると思います。 (3)事故は必ず発生する前提で対策を 利用者にとっては通信が低コストであることと、事故が発生しても短期間で復旧することが重要であり、事故は発生する前提でその影響を如何に減らすかという視点も有効ではないか。例えば、事故を短期間に発見する方法、影響を減らすための復旧作業とその準備(部材、予備機含む)準備状態、再発防止するために適切なKPIとして何が良いのかの視点も有効ではないかと思います。 おわりに ・通信事故は非定常で対応が難しい部分です。今後に活用ができる部分がありましたら幸いです。 敬具 一国民より	頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無
はじめに				
6	個人	1ページの最下行から上に4行目「開催要綱」の内容を掲載したほうがよい。	頂いた御意見を踏まえ、脚注を追加しました。	有
2. 通信事故の背景にある構造的な問題について				
7	個人	5ページの6行目「見られる」と、12ページの3行目「みられる」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	頂いた御意見を踏まえ、「見られる」に統一します。	有
8	個人	5ページの10行目「態勢」は「体制」とは異なるものか？	体制は組織体制そのもの、態勢は(人材、設備、組織等を含め)実際に機能が発揮される状態にあること、と使い分けております。	無

番号	意見提出者	提出意見	本会議の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
9	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 網羅的なリスクの洗い出しには限界があり 【意見】 左記の通り網羅的なリスクの洗い出しは、専門性の深さや複雑さにより困難を極めると考えます。	ご認識のとおり、網羅的なリスクの洗い出しは困難であることから、電気通信役務を提供する指定公共機関を対象に外部モニタリングを行い、事業者にて承が得られた範囲で、不足するリスク認識を指摘し、事業者のリスク認識を広げていくことが適当としております。	無
10	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 サービスの継続を可能とする取組がなされているが、半故障等により予備系設備に切り替わらない場合の対応について（以下略） 【意見】 「半故障」の定義について現用系がシステムとして正常に動作していると認識しているが実際にはサービスが継続できていない状態を指し示していると認識してよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえ、誤解のないように、p6に「半故障」の注釈として「ここでは、「現用系の設備が正常に動作しているとシステム上では認識されているが、実際には電気通信サービスが継続できていない状態」をいう。」の文言を追記します。	有
11	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 切替え不能時の対応手順等は決めていても、当該対応を実施した場合の影響評価や訓練まで実施できていない者もいる 【意見】 基本的には上記のような半故障の影響予測はかなり困難と考えます。	具体的な対策については、第3章で記載しており、リスク管理に関しては、p23「(3)対応の方向性」の注釈21に、「事業者が想定可能なリスクを対象とするものであり、想定できないリスクは対象とならない。」旨記載しておりますのでご確認下さい。	無
12	個人	11ページの最下行の「含め等」は「含め」の誤記ではないか？	頂いた御意見を踏まえ、「含め」に修正します。	有
3. 構造的な問題を踏まえた対策について				
13	個人	16ページの脚注11の1行目「電気通信事業法施行規則」の法令番号を記載したほうがよい。4ページの脚注6の1行目の例と同様に。	頂いた御意見を踏まえ、「電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）」に修正します。	有
14	個人	18ページの図表3-5の最下行「月に1回」は「1月に1回」のほうがよい。水道法施行規則の規定のとおり。	頂いた御意見を踏まえ、水道法施行規則の規定のとおり「おおむね一箇月に一回以上等」に修正します。	有
15	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 外部モニタリング全般 【意見】 電気・ガス・運輸（鉄道・航空）水道などの事業に比較しシステム自体の標準化がたとえなされていたとしても、通信分野においては複雑さゆえにその実装に幅があり、外部モニタリングが客観的に判断することがそもそも困難であると考えます。その観点で経営方針やシステム方針により個社ごとに運用が異なると考えられる金融業界におけるモニタリングの内容は通信にも参考になるのではないかと思料します。	頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無
16	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 諸外国に通信分野における平時モニタリング 【意見】 米国は緊急通報サービスに絞っており、EUもセキュリティに特化しています。我が国におけるモニタリングも緊急性などを考慮した絞り込みなどが行われないと現実的でないと思料します。	EUに関しては、緊急時対応計画の実行、コンプライアンスの監視等、必ずしもセキュリティに限定したものではないと考えておりますが、頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無

番号	意見提出者	提出意見	本会議の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
17	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 一方で、各社でリスクの既知性には違いがあり、ある社の未知のリスクが他社では既知のリスクとして対応済みの場合もあることから、こうした設備ごとに洗い出されたリスクについて、設備ごとに共通の視点で第三者が点検を行い、同意の得られる範囲で、不足するリスク認識について事業者に指摘を行うことは、事業者のリスク認識を広げ、事故の未然防止につながる効果が一定程度期待できると考えられる。 【意見】 設備ごとに共通の視点で第三者が点検を行い、かつ「同意の得られる範囲で」となると本来の効果が得られるのかどうか検討の余地があると考えます。OSSを前提としたシステムや前述のクラウドでのサービス利用（通信システムにおけるSaaS利用など）が広がっていく傾向である中どこまで「共通の視点」をもったモニタリング組織ができるのか疑問であり、仮にできたとして継続的にそのレベルが維持されるのかが議論となると思料します。	外部モニタリングについては、p21に「電気通信サービスは非常に変化の激しいサービスであり、通信分野の事故の状況や電気通信事業を取り巻く環境の変化等にも留意しながら、より効果的なモニタリングとなるよう、モニタリングの実施方法等については定期的に見直しを行うとともに、外部モニタリング制度の在り方やモニタリングの対象となる者等を含め、不断の見直しが必要である。」旨記載しておりますので、ご確認ください。 頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無
18	個人	◆19ページ(下から6行目～)に対する意見: 電気通信サービスをはじめとするICTサービスの信頼性向上に向けては、発生した事故(いわゆる“ヒヤリハット”を含む)に関する各事業者の経験と情報を社会全体で「共有」することにより、類似事故の再発を防ぐこと(未経験事業者にとっては事故発生の未然防止)が重要である。そのためには、各事業者が個別に保持する『経験知』／『暗黙知』を『形式知』化する必要がある。そこで、事業者や業界団体等の協力を得ながら、各事業者でのICTサービスの事故事例情報の分析と対策の検討に基づき、既に実施済の対策を含めた整理・体系化等に加えて、その結果得られる「教訓」を業界・分野を越えて幅広く「共有」する仕組みの構築が求められる。	教訓等を幅広く共有する取組については、p20において、「こうしたモニタリングを通じて、他の事業者にも参考となる優良な取組事例等があれば、事業者の競争力の保護とガバナンスの自主性を考慮のもと、事業者の了承を得た上で、安信基準等に反映し、推奨事項としていく取組も適当と考えられる。」旨記載しておりますので、ご確認ください。 また、電気通信事故検証会議では、発生した重大な事故等を踏まえ、事故の概要及び得られた教訓について、毎年、年次報告書としてまとめ、総務省のホームページで公表しておりますので、ご確認ください。 なお、令和4年6月の電気通信事業法改正において、重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態についても報告対象となりましたので、今後は、重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態のうち、電気通信事業者間で共有すべき情報や教訓が得られる蓋然性が高い事態に限って電気通信事故検証会議の場にて検証し、教訓等を共有していく予定です。	無
19	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 3.2 外部モニタリングに関する(3)対応の方向性 「電気通信分野は非常に技術の進歩や環境の変化が激しい分野であることに鑑み、そうした変化に柔軟に対応できるようにするため、外部モニタリングに際しては、金融庁による金融機関への検査・監督や国土交通省による運輸分野の保安監査では、業法に共通して存在する報告徴求や立入検査等の条文を根拠として、政府が点検を行う基本方針等を策定し実施していることを参考に」 【意見】 ガバナンスのモニタリングの方向性については賛同いたします。一方設備ベースのモニタリングについては本提案を基本にすることは重要であると考えますが、繰り返しとなりますが激しい技術進歩やクラウドシステム導入などでステークホルダーとの関係性の複雑化などを鑑みると極めて難易度が高いと予想されます。またこれらを継続的に維持するためにも設備ベースのモニタリングは公平で透明性の高いものが要求され、モニタリングを行う組織自体が常に外部の先進的な組織(例えばIETFや3GPPなど)などともコンセンサスが形成されるよう運営されるべきと思料します。これにより「外部モニタリング制度の在り方やモニタリングの対象となる者等を含め、不断の見直し」が実効となることを期待します。	ガバナンスのモニタリングに関するご意見については、本報告書案に賛同のご意見として承ります。 設備ベースのモニタリングに関するご意見については、参考として承ります。	無

番号	意見提出者	提出意見	本会議の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
20	個人	◆20ページ(下から12行目～)に対する意見: ICTサービスに関わる事故事例情報の収集・分析に基づく「教訓」の共有として、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の取り組み※がある。(現在は終了) 同取組みでは、重要インフラ分野等の企業からの情報提供や有識者からのヒアリング等により、過去の障害事例情報を収集すると共に、複数の重要インフラ分野等の有識者・専門家の委員会を中心とする委員会を設置し、収集した障害事例情報の分析と対策の検討を行い、それらを「教訓」として一般化・抽象化して「教訓集」として取りまとめ、公表している。 さらに、同一業種、業務など同じ特性を持つ ICTシステム/サービスを開発/運用する組織の関係者が集まった障害情報の共有グループの形成を推進した。 ※ 重要インフラ分野のシステム障害への対策 https://www.ipa.go.jp/sec/system/index.html	頂いた御意見については、参考として承ります。	無
21	テレコムサービス協会	【該当箇所】 なお、電気通信事業者のうち、利用者の利益に与える影響が大きい者を対象に、内閣総理大臣は防災行政等において重要な役割を有するものとして「指定公共機関(電気通信分野における、災害対策基本法の指定公共機関をいう 15。以下同じ。)」を指定している。 15 電気通信分野では、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の8者が指定されている。 【意見】 日本電信電話株式会社は、持ち株会社であり、電気通信役務そのものを営んでいないため、指定公共機関から除外すると会議で説明がありましたので、本報告書においても指定公共機関から除外すべきと考えます。	当該記載については、災害対策基本法の指定公共機関についての記載であるため、原文のとおりと致します。なお、モニタリングの対象としては、p21において、「例えば、電気通信役務を提供する指定公共機関に対象を限定することが考えられる。」としており、日本電信電話株式会社については、電気通信役務を提供していないことから、本モニタリングの対象外となります。	無
22	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 指定公共機関について「当該2つのモニタリング(ガバナンスのモニタリング及び設備ベースのモニタリング)の対象者については、当面は、例えば、電気通信役務を提供する指定公共機関に対象を限定することが考えられる。」 【意見】 「当面は」という文言に今後の対象事業者の拡大を意図していると考えられますが、中小企業でも電気通信役務を営んでいる事業者は多数ありこれらを全てモニタリングの対象範囲とすることは実行上不可能と考えるので「当面は、例えば、」という文言の削除をお願いし、指定公共機関のみに限定していただきたいと存じます。	外部モニタリングの対象者については、p21に記載のとおり、利用者に与える影響の大きさ等を考慮し、当面は、「電気通信役務を提供する指定公共機関」に対象を限定することが考えられますが、「4. 今後の対応及び検討課題」に記載のとおり、電気通信事業を取り巻く環境の変化等にも留意しながら、今後も、不断の見直し等を行っていくことが必要であると考えます。他方、仮に対象者の見直し等の大きな制度変更を行う際には、様々なステークホルダーを交えて議論を行い、検討することが必要であると考えます。	無
23	テレコムサービス協会	【該当箇所】 こうした点や利用者に与える影響の大きさ等を考慮し、当該2つのモニタリング(ガバナンスのモニタリング及び設備ベースのモニタリング)の対象者については、当面は、例えば、電気通信役務を提供する指定公共機関に対象を限定することが考えられる。 【意見】 総務省情報通信統計データベース電気通信事業者数の推移(令和3年版)によると、電気通信事業者は、中小含めて21,913社存在します。この「当面は」「例えば」「考えられる」と言う表現からは、いずれは全事業者をモニタリングの対象とするニュアンスが込められていると考えます。 電気通信事業者の全てを政府や第三者機関が外部モニタリングをするのは現実的ではないこと、また中小の電気通信事業者は、これまでも利用者に大きな影響を与える重大事故等は殆ど発生させておらず、これまでの自主管理で十分機能していることを鑑み、当該モニタリングの対象は、利用者に与える影響が大きい指定公共機関に限定すべきと考えます。	上記意見22に対する考え方のとおりです。	無
24	日本インターネットプロバイダー協会	【該当箇所】 3.4 予備系設備への切替え不能時の対処の(3)対応の方向性 【意見】 概ね方向性に同意します。加えて「サイレント故障のリスク」については機器やシステムの監視のみならず、一般ユーザー目線に近いいわゆる「性能監視」や「サービス正常性監視」などの導入も視野に入れ、また「Down Detector」やSNSとの外部サービス連携も視野に入れながらより能動的な検知体制構築を促すことも肝要かと思料します。	頂いた御意見については、参考として承ります。	無

番号	意見提出者	提出意見	本会議の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
25	テレコムサービス協会	【該当箇所】 電気通信回線設備を設置する事業者等に対して、ヒューマンエラーの防止策について管理規程の記載事項とすることで、対策を義務付けることが適当である。また、「安信基準」により、「システムの導入・手続きの自動化」、「複数人での作業実施」、「作業の多段階承認」、「ヒューマンエラーの事例共有」、「ヒヤリハット事例の収集・分析・共有」等の効果的な事例について推奨することが適当である。 【意見】 人が作業を行う限りにおいては、人的作業ミス、いわゆるヒューマンエラーは無くありません。指定公共機関を中心に、作業におけるAIの利活用や機械化・自動化への取り組みを推奨し、効果的な事例として共有することを明記しては如何と考えます。	ヒューマンエラー防止策の推奨事項としては、p29で「システムの導入・手続きの自動化」等を記載しておりますので、ご確認ください。頂いた御意見については、参考として承ります。	無
4. 今後の対応及び検討課題				
26	個人	34ページ ＞本報告書が示した方向性について、総務省において、事業者及びそこで働く技術者等の過度な負担にならないことにも配慮しつつ、実効性ある制度とするために、事業者との細部に関する調整を含めて必要な制度改正の検討を進め、利用者の利益の一層の保護や情報通信ネットワークの安全・信頼性の更なる向上に向けた環境を速やかに整備することが重要である。 この結論はおかしい。本文と齟齬がある。 18ページ ＞一方、通信分野においては、そうした平時から定期的に政府による監査・点検等を行う制度は現在存在しない。 はじめに、で示されているように、「通信インフラが利用できない等の通信事故は、国民生活や社会経済活動にも多大な影響が及ぶ重要な問題」であることから、他の鉄道等のように、平時から定期的に政府による監査・点検等を行う制度を創設することが先決と思料。よって、別のワーキンググループでも良いので、定期的に政府による監査・点検等を行う通信版制度を構築願う。これが「利用者の利益の一層の保護や情報通信ネットワークの安全・信頼性の更なる向上」にも寄与することは明白である。 よって本報告書の結論も、何らかの制度が必要、との視点に立脚した結論に修正願う。	本報告書案では、P20-21「3.2 外部モニタリング（3）対応の方向性」において外部モニタリング制度の必要性について示しており、ご指摘のような齟齬は生じないと考えます。	無
27	個人	◆32ページ(下から5行目～)に対する意見： 今後の対応・検討課題の一つとして、上記IPAにおける取組みのような、事故事例情報の収集・分析とそれにより導かれる「教訓の共有」の活動を提案する。 具体的には、たとえば、現在は対象がサイバーセキュリティ関連に限られている一般社団法人ICT-ISACにおける情報収集・調査・分析・共有などの取組みについて、本報告書が対象とする事故関連にも対象範囲を拡大することが考えられる。	電気通信事故検証会議では、発生した重大な事故等を踏まえ、事故の概要及び得られた教訓について、毎年、年次報告書としてまとめ、総務省のホームページで公表しておりますので、ご確認ください。	無
その他				
28	個人	本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？	行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する「命令等」については、30日以上意見募集期間が必要とされておりますが、本件は、それに該当するものではなく、任意の意見募集として実施したものです。	無

注：その他、報告書案に対するものではないものが1件ありました。